

令和7年度安全装置等導入促進助成金のご案内

標記の件につきまして、事故防止の一環として、今年度も安全装置等(下記の対象機器)導入に係る費用に対して一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内いたします。

記

- 申請期間 令和7年6月2日(月) ~ 令和8年3月2日(月)
(土日祝祭日及び休館日は除く)
※但し、助成枠に達した場合は、申請期間内であっても受付終了予定
- 助成対象
 - 新たに導入した機器で、令和7年3月1日(土)から令和8年2月28日(土)までに装着または導入及び支払いが完了したもの。
 - ※リース・割賦契約の場合は、上記期間に装着または導入したもの
 - ・会員所有の県内営業ナンバーの車両に装着したものに限る。
- 助成金額
 - ・次に定めた額を1機あたりの助成額(上限)とする。但し、機器の取得価格(税抜き)の1/2(千円未満切捨)した額が、助成額を下回る場合はこの限りでない。
 - ・1事業者あたり対象機器10台を上限とする。このうち⑥トルク・レンチについては、1事業所あたり1台を上限とする。

① 後方視野確認支援装置	20,000円
② 側方視野確認支援装置	5,000円
※ 後方・側方視野確認支援装置(一体型)	25,000円
③ 側方衝突監視警報装置	100,000円
④ 呼気吹込み式アルコールインターロック装置	25,000円
⑤ 遠隔地点呼に使用する携帯型アルコール検知器	25,000円
⑥ トルク・レンチ	25,000円

 - ※助成対象機器は、別紙の対象機器一覧に該当する機器に限る。(⑥の機器を除く)
 - ※①②の一体型機器は、1機2台分とする。
 - ※②③については、車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側方に装着した機器に限り助成対象とする。ただし、③をトラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5t以上のものを助成対象とする。
 - ※⑤については、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限る。
 - ※⑥については、「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチを対象機器とし、車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限る。
 - ※機器の取得価格(税抜き)の1/2(千円未満切捨)した額が、助成額を下回る場合の交付額については、栃ト協業務部までお問い合わせください。
 - ※機器の取得価格には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含み、取付工賃や消費税は含まない。
 - ※国の補助金が交付された機器に対しては、①③機器を除き、5,000円を交付額とする。
①③機器については国の補助金が交付された場合には、助成金を交付しない。
- 助成枠 6,330千円
- 申請要領 別添の様式F「令和7年度安全装置等導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、次ページの交付要綱第6条(助成金交付請求)に定める添付書類を添えて申請する。
※原則、交付申請書は事業完了日から3か月以内又は令和8年3月2日までのいずれか早い日までに提出願います。但し、領収証等を交付申請時に添付できない場合は、後日提出でも可とする。